

加古川市上下水道事業運営審議会の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の原則)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により、会議を公開することができないと認められる場合
- (2) 加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）第5条各号に掲げる情報を取り扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正若しくは円滑な会議の運営が阻害され、又は会議の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる場合

(事前公表)

第3条 審議会は、会議を開催する日の7日前までに、次の各号に掲げる事項について上下水道局ホームページに公表しなければならない。ただし、会議を開催する日の7日前までに公表することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員
- (6) 傍聴の手続き
- (7) 問い合わせ先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、6人とする。ただし会議場の収容人員等を考慮して、これを増減することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催当日に所定の時間及び場所において、傍聴希望者受付簿に必要事項を記入しなければならない。

- 2 会議の傍聴を希望する者が前条の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。

(公開の方法等)

第6条 会議場には傍聴席を設けるものとし、傍聴人には、審議事項に関する資料の全部又は一部を閲覧させるものとする。

- 2 前項に規定する資料の全部又は一部を閲覧した傍聴人は、傍聴を終えるとき又は会議が終了したときは、当該資料を返却しなければならない。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を所持している者
- (4) 拡声器、マイク、笛、ラッパの類を所持している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、会議場において撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第11条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

(違反に対する措置)

第12条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は当該傍聴人に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(会議録の作成及び公表)

第13条 会長は、会議終了後、速やかに会議録を作成し、上下水道局ホームページに掲載する方法等により公表するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月16日から施行する。